

## 第三次環境基本計画の見直しについて

環境省

### 1. 見直しの趣旨

#### (1) 見直しの契機

平成 18 年 4 月に策定された現行の第三次環境基本計画には、内外の社会経済の変化や施策の進捗状況に柔軟かつ適切に対応して、5 年程度が経過した時点を目途に計画内容の見直しを行うこととされている。また、平成 24 年には持続可能な開発に関する国連会議（Rio+20）の開催が予定されており、これを視野に入れた検討が必要になっている。

#### (2) 第三次環境基本計画の主な成果と環境問題の状況

第三次環境基本計画の策定以降、第二次循環型社会形成推進基本計画や 21 世紀環境立国戦略の策定、生物多様性基本法の成立、地球温暖化対策基本法案の国会提出など、環境行政は一定の進展が見られた。

しかし、新興国における経済成長や世界人口の増大の中で、地球温暖化、廃棄物問題、生物多様性の損失等の世界規模の環境問題が深刻化するとともに、かつて日本が経験したような深刻な公害被害が生じかねないような環境汚染が顕在化している地域も増えている。また、国内においても温室効果ガスの排出量のさらなる削減、生物多様性の保全、安全・安心な生活の実現など、各分野において引き続き課題の解決に向けて取り組んでいく必要がある。

さらに、生物多様性条約の COP10 における愛知目標や名古屋議定書の採択といった進展がある一方で、気候変動対策の次期国際枠組みについての議論など、環境問題への取組において国家間に複雑な利害関係が見られている。

#### (3) 内外の社会経済の状況

我が国は高齢化率が 20 % を超え、さらなる少子高齢化が進展するとともに、人口も減少に転じている。また、国及び地方の長期債務残高は 800 兆円を超え、厳しい財政状況が続いている。

他方で、資源制約や環境制約を念頭においた経済の持続性確保のための取組が広がりを見せるとともに、環境が新成長戦略において経済成長分野として位置付けられるなど、環境と経済が密接に関連していることが強く認識されるようになっている。

また、国際社会においては、新興国において目覚ましい経済成長が起きる一方、世界人口の増大とともに水・食料の確保の問題、貧富の格差の増大、資源配分の不均衡、公害被害が生じかねないような環境汚染等が不安定な社会経済の状況を生み

出している。このような中、環境保全を経済発展のための成長要因と捉える動きや、「豊かさ」を多様な価値観で捉えようとする動きも見られている。

#### (4) 第三次環境基本計画を見直すにあたっての課題

このような環境や社会経済の状況及び過去4年間の点検における施策の進捗状況に関する指摘・提言をふまえ、第三次環境基本計画については、

- ・ 価値観の多様化が進む中で、持続可能な社会の姿をさらに深く掘り下げる必要があるのではないか。
- ・ 環境問題と、経済をはじめとするその他の政策領域の統合が深く進展している状況を反映させる必要があるのではないか。
- ・ 公害を克服した我が国の経験や技術を活用した国際貢献とともに環境問題への取組における国家間の複雑な利害関係を見据えた国際戦略を改めて構築する必要があるのではないか。
- ・ 連携促進のための条件整備の推進、情報公開、人材育成など、多様な主体の参加と協働のための施策を一層充実させる必要があるのではないか。
- ・ 地球温暖化が生物多様性に与える影響や循環型社会の形成と生物多様性の保全との関係など、分野間の相互の影響を考慮するとともに、環境基本計画と個別分野の計画との関係を整理する必要があるのではないか。

などの点が課題として考えられるのではないか。

## 2. 計画見直しの基本的方向

以上のような点を踏まえ、現行の第三次環境基本計画を、今日の環境問題及び内外の社会経済の状況により即したものにするため、次のような点に留意して新たな環境基本計画の策定のための検討を開始してはどうか。

### (1) 持続可能な社会の姿

環境問題がグローバルな課題であることを踏まえつつ、わが国が目指す持続可能な社会は、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会、安全・安心社会を統合的にとらえたものとすべきではないか。

また、社会経済の状況の変化や新たな知見や技術等を反映して目指す持続可能な社会の姿が変わりうる点を踏まえて、目指す社会への移行の過程を提示すべきではないか。

さらに、持続可能な社会を実現する上では、環境ないし社会の持続可能性など従来の経済指標では捉えきれない点についてその価値を保全ないし高めていくこと、我が国が享受することができる様々な生態系サービスや太陽光・地熱・水等の価値を適切に評価・保全し、その持続可能な利用を図っていくこと、大量流通の仕組みを見直し、地域の未利用資源の活用（地産地消など）を一層進めること、などに留意すべきではないか。

## (2) 環境と経済その他の政策領域との統合

環境保全と経済その他の分野との密接不可分の関わりが一層明確になっていることを踏まえて、国家の基本的な運営にとって不可欠なものとして、環境と、経済を中心とした他分野との統合的な取組を進めることを示す必要があるのではないか。

その際、環境保全による経済成長に関しては、環境技術の輸出を例とする対外的な取組と国内のあらゆる経済活動に環境配慮の視点を織り込むという対内的な取組の双方に留意すべきではないか。

## (3) 環境分野における国際戦略

これまで我が国は、環境先進国として知見や技術の移転を主眼とする国際環境協力を推進してきたが、新興国の出現など途上国の躍進によるニーズの変化、環境関連産業の海外市場への展開、環境制約の中で経済成長するグリーン成長を模索する動きの主流化、資源や食料等の日本の持続可能性を維持する生活基盤が諸外国に依存している点、環境問題が政治・外交における大きな課題となっていることなどを踏まえて、長期的な視野に立って、地球環境全体の利益と国益の双方の観点から、国際的な戦略を構築する必要があるのではないか。

## (4) 様々な主体の参加と協働

環境問題を解決するためには様々な主体の参加と協働が必要であり、各主体間のつながりを強化するための条件整備の促進、情報利用者のニーズに応じた情報提供のための取組の充実、問題の本質や取組の方法を自ら考え、解決する能力を身につけ、自ら進んで環境問題に取り組む人材を育てるための環境教育や意識啓発の重要性を示すべきではないか。

## (5) 重点分野政策プログラム及び全体の構成等

重点分野政策プログラムについては、環境基本計画と分野ごとの基本計画等との関係及び分野相互の関係を整理し、社会経済の変化や新たな環境問題に柔軟に対応するために、「環境保全施策の体系」（第二部第2章）と合わせて構成を再検討すべきではないか。

また、総論にあたる第一部と各論にあたる第二部の関係性が明確になるよう留意すべきではないか。

## (6) 実効性の確保

長期的・戦略的に環境問題への取組を進めるうえで、その進捗状況を適切に把握するためには、各分野において解決すべき課題をより具体的に記載することが必要ではないか。

また、施策の検討に際して、昨今の環境政策をめぐる状況や厳しい財政状況を踏まえて、多様な課題に的確に取り組むために、費用対効果等に留意しながら政策手法を選択すべきことを示すことが必要ではないか。